消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

平成 24 年４月 13 日

強化ガラス製なべぶたは品質表示をよく確認して使いましょう！

―強化ガラスの特徴を知り適切な取扱いを―

強化ガラス製なべぶたの破損による事故防止のため、家庭用品品質表示法に基づく品質表示をよくご確認いただき、製品を適切に取り扱っていただくよう、消費者の皆様へ呼びかけます。

消費者庁には、強化ガラス製の「なべぶた」の破損等についての事故情報が 39 件（うち、けがを負ったとの情報は７件）※ 寄せられています。けがの程度は軽傷で済んでいますが、飛散した破片が当たる身体の場所によっては重傷事故につながることも考えられます。

食器などに使用される強化ガラスは、突然割れ、また、割れた際に細かい破片が飛散することがあります。

このような事故を起こさないため、製品を適切に取り扱う必要があります。

強化ガラスの特徴や取扱いについては、一般的には、製品に付いている取扱説明書に記載されているほか、製品自体に付けられる「家庭用品品質表示法に基づく表示」にも記載されています。

なべ等に用いるガラス製のふたの家庭用品品質表示法に定める品質表示は、これまで、ふた単独で販売される場合に義務となっていましたが、今後は、「なべ等と共にセット販売されるガラス製のふた」についても、同法に定める品質表示が義務付けられることになります（ただし、おおよそ１年間は、表示を行う事業者への周知及び準備のための期間としています。）。

本件については、消費者庁から平成 24 年３月に、関係行政機関及び関係する業界団体等へ通知しました（別紙参照）。

品質表示には、下記の例のように製品を取り扱う際の注意事項が記載されていますので、消費者の皆様は、これを確認したうえで、製品の適切な取扱いに努めていただきますよう、お願いいたします。

※ 事故情報データバンクに平成 21 年 11 月以降、登録された件数。

「家庭用品品質表示法に基づく表示」の例

品　　　　名　　強化ガラス製器具
強 化 の 種 類　　全面物理強化
取扱い上の注意
・急激な衝撃を与えない旨
・傷が付くような取扱いは避ける旨
・破損した場合、破片が細片となって激しく飛散する特性があるので注意する旨

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
ＴＥＬ　０３－９９９９－９９９９

（「家庭用品品質表示法ガイドブック」（消費者庁、経済産業省）から転載）

〔消費者庁に寄せられた事故情報の主な事例*〕

・強化ガラス製のふたをしたなべで調理中に、ふたが突然破裂し、ふたのつまみが飛び、ガラス片がなべの中に入った。（平成 23 年 11 月発生）

・なべで調理中に、強化ガラス製のふたを持ち上げたところ、突然大きな音がしてガラスが粉々に割れて飛び散った。（平成 23 年１月発生）

・強化ガラス製のふたをしたなべで加熱調理中に、突然ふたが破裂し、ガラスの破片が飛び散って、ほおに軽傷を負った。（平成 22 年２月発生）

＊「事故情報データバンク」に登録された情報から抜粋。これらの情報は、消費者庁が事実関係を確認したものではありません。

〔参考〕

〇強化ガラスについて

強化ガラスは、普通のガラスに比べて強度が高く、衝撃に強いことから、建物、自動車の窓、家具、食器などに広く利用されています。一方、表面に付いた微細な傷がきっかけとなって突然、一瞬にして細かく破損する性質があります。また、急激な温度変化や部分的に加熱を受けた場合や、ガラス内部の異物により破損することもあります。割れ方については、普通のガラスは鋭く刃物のように割れますが、強化ガラスは粉々に砕け散ります。

強化ガラス製なべぶたの取扱いにあたっては、次のような注意が必要です。

・急激な衝撃を与えたり傷が付くような取扱いは避けるようにする。
・欠けや部分的に亀裂が入ったものは使用しないようにする。
・なべの大きさに合ったものを使用して、ふたが直接熱せられないようにする。
・高温の状態で水に入れたり、水をかけたりすると割れやすくなるため、十分冷えてから洗うようにする。
・洗浄の際は、ガラスを傷つけるおそれのあるクレンザーや金属製タワシなどは使用しないようにする。

粉々に割れた強化ガラス製なべぶた

（写真提供：独立行政法人国民生活センター）

○ウェブサイトでの関連情報

・強化ガラスに関する注意喚起情報

「強化ガラス製食器の破損事故－強化ガラスの種類によっては破損時に激しく破片が飛ぶことも－」（平成 21 年７月 22 日、独立行政法人国民生活センター公表資料）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090722_2.html

「強化ガラスのなべぶたが突然割れる！」（平成 22 年２月、東京都公表資料）

http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2010/02/60k23200.htm

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課　滝

TEL：03(3507)9201（直通）

FAX：03(3507)9290

消費者庁表示対策課　荻野、水庫

TEL：03(3507)9233（直通）

ＨＰ：http://www.caa.go.jp/

【別紙】

消 表 対 第 １ ０ ２ 号
平成２４年　３月３０日

経済産業省商務情報政策局製品安全課長　殿
各都道府県市家庭用品品質表示法担当部局長　殿

消費者庁表示対策課長
（公印省略）

なべ等とセットで販売されるガラス製のふたに関する家庭用品品質表示法の取扱いについて

なべ等（家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号。以下「家表法」という。）の対象でないものを含む。）と共にセット販売される強化ガラス製又は耐熱ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具に該当する「ふた」（以下「セット販売されるガラス製のふた」という。）に関しては、今後は、下記のとおり、単品にて販売する「ふた」と同様に、家表法に定める品質表示を行うこととするので、その旨承知おかれたい。

記

１．従来、セット販売されるガラス製のふたについては、いわゆる「付属品」（注１）と同様の取扱いとし、家表法に定める品質表示の省略を認めてきた（違反扱いとしない。）ところであるが、２．に示す諸般の状況に鑑み、今後は、いわゆる「組合せ商品」（注２）と同様の取扱いを行うこととし、強化ガラス製又は耐熱ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具に該当する「ふた」として単品にて販売を行う場合と同様に、雑貨工業品品質表示規程（平成９年通商産業省告示第 672 号）別表第二「18.強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具」又は「19.ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具」の項に定める品質表示及び取扱い上の注意事項を表示することとした。

（注１）「付属品（それ自体は販売される商品の機能、特性に影響を与え商品価値を高めるものではなく、購入者の利便のために付けられたものであって、取り外しが可能なもの）」は表示が省略できる。

（注２）「組合せ商品（石けんとタオル、シャツと革ベルト、合成樹脂性バケツ入り洗剤のようにそれぞれ独立した機能を有し、単品でも販売可能な商品を便宜的に複数組み合わせて販売するもの）」は、それぞれ該当する品目ごとの品質表示規程に基づき表示を行う。

【別紙】

２．セット販売されるガラス製のふたに関する取扱い変更の背景は、以下のとおり。

（１）平成 21 年 7 月、独立行政法人国民生活センターから、セット販売されるガラス製のふたについて、法に定める品質表示を行わせるよう検討することの要望が経済産業省に寄せられたこと。また、東京都も当該製品の試買テストにより表示の実態を公表し、独立行政法人国民生活センターと同様、その対応策の検討を経済産業省並びに消費者庁に要望していること。

（２）以降、経済産業省及び消費者庁は、なべ又はガラス製ふたに係る表示者に対し、従前の取扱い（表示の省略を認め、違反扱いとしない。）を踏まえつつも、機会ある度に、法に定める品質表示を省略せずに行うことを推奨してきたものの、その後も PIO － NET に当該製品に係る破損事故報告が寄せられていること。

（３）本年１月には、調理中突然破裂し、破片が粉々に飛び散ったという報告があるなど、最近においても重大事故につながりかねない事故情報が寄せられたこと。

（４）当該製品に関する本来の表示事項の中でも、特に、破損等による製品事故に対する使用者への注意喚起である「取扱い上の注意事項」の表示が、事故予防に有効であること。

３．周知徹底及び違反事業者への対応は以下のとおりとする。

（１）各行政機関における周知

各都道府県は、各市（条例に基づき町村に家表法に定める事務を移譲している場合は関係町村。以下同じ。）に対して本通知を周知するとともに、関係販売業者及び関係業界団体に周知いただきたい。

（２）各関係機関による適正表示の指導等

消費者庁は、二以上の都道府県の区域にわたって事業展開を行っている販売業者及び表示者たる製造業者等に対して、本件趣旨の周知及び適正表示の指導を行いつつ、表示適正化の進捗状況を注視していくこととする。各都道府県及び各市は、管轄する区域内において当該製品の販売を行っている販売業者に本件趣旨を周知いただきたい。

なお、本件通知発出後、おおよそ１年間は「周知期間」とする。

＜問合せ先＞
消費者庁表示対策課 家庭用品品質表示法担当
ＴＥＬ：03-3507-9205 ／ＦＡＸ：03-3507-9293

【別紙】

消表対第１０３号
平成２４年　３月３０日

関係業界団体　御中

消費者庁表示対策課長

なべ等とセットで販売されるガラス製のふたに関する家庭用品品質表示法の取扱いについて

なべ等(家庭用品品質表示法(昭和 37 年法律第 104 号。以下「家表法」という。)の対象でないものを含む。)と共にセット販売される強化ガラス製又は耐熱ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具に該当する「ふた」（以下「セット販売されるガラス製のふた」という。）に関しては、今後は、下記のとおり、単品にて販売する「ふた」と同様に、家表法に定める品質表示を行うこととするので、その旨承知おかれたい。

記

１．従来、セット販売されるガラス製のふたについては、いわゆる「付属品」（注１）と同様の取扱いとし、家表法に定める品質表示の省略を認めてきた（違反扱いとしない。）ところであるが、２．に示す諸般の状況に鑑み、今後は、いわゆる「組合せ商品」（注２）と同様の取扱いを行うこととし、強化ガラス製又は耐熱ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具に該当する「ふた」として単品にて販売を行う場合と同様に、雑貨工業品品質表示規程（平成９年通商産業省告示第 672 号。以下「雑貨規程」という。）別表第二「18.強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具」又は「19.ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具」の項に定める品質表示及び取扱い上の注意事項を表示するものとする（雑貨規程では「表示は最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所にわかりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意表示については、ラベルの貼り付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。」としている。)。なお、具体的表示は別添の【参考表示例】を参照のこと。

（注１）「付属品（それ自体は販売される商品の機能、特性に影響を与え商品価値を高めるものではなく、購入者の利便のために付けられたものであって、取り外しが可能なもの)」は表示が省略できる。

（注２）「組合せ商品（石けんとタオル、シャツと革ベルト、合成樹脂性バケツ入り洗剤のようにそれぞれ独立した機能を有し、単品でも販売可能な商品を便宜的に複数組み合わせて販売するもの)」は、それぞれ該当する品目ごとの品質表示規程に基づき表示を行う。

【別紙】

２．セット販売されるガラス製のふたに関する取扱い変更の背景は、以下のとおり。

（１）平成 21 年 7 月、独立行政法人国民生活センターから、セット販売されるガラス製のふたについて、法に定める品質表示を行わせるよう検討することの要望が経済産業省に寄せられたこと。また、東京都も当該製品の試買テストにより表示の実態を公表し、独立行政法人国民生活センターと同様、その対応策の検討を経済産業省並びに消費者庁に要望していること。

（２）以降、経済産業省及び消費者庁は、なべ又はガラス製ふたに係る表示者に対し、従前の取扱い（表示の省略を認め、違反扱いとしない。）を踏まえつつも、機会ある度に、法に定める品質表示を省略せずに行うことを推奨してきたものの、その後も PIO ‐ NET に当該製品に係る破損事故報告が寄せられていること。

（３）本年１月には、調理中突然破裂し、破片が粉々に飛び散ったという報告があるなど、最近においても重大事故につながりかねない事故情報が寄せられたこと。

（４）当該製品に関する本来の表示事項の中でも、特に、破損等による製品事故に対する使用者への注意喚起である「取扱い上の注意事項」の表示が、事故予防に有効であること。

３．周知期間について

なお、本件通知発出後、おおよそ１年間は「周知期間」とする。

＜問合せ先＞

消費者庁表示対策課 家庭用品品質表示法担当
ＴＥＬ：03-3507-9205 ／ＦＡＸ：03-3507-9293

【別紙】

【参考表示例】(「家庭用品品質表示法ガイドブック」より)

○「強化ガラス製器具」

品　　　　名	強化ガラス製器具
強 化 の 種 類	全面物理強化

取扱い上の注意

・急激な衝撃を与えない旨

・傷が付くような取扱いは避ける旨

・破損した場合、破片が細片となって激しく飛散する特性があるので注意する旨

○○××株式会社

東京都千代田区○○町××番地

ＴＥＬ　０３－９９９９－９９９９

○「耐熱ガラス製器具」

品　　名	耐熱ガラス製器具
使 用 区 分	直火用
耐熱温度差	３００度

取扱い上の注意

・調理の際は外滴をぬぐい、途中で差し水をするときは冷水の使用を避け、またガラスの部分が熱くなっているときは濡れたふきんでふれたり、濡れたところに置かない旨

・空だきをしない旨

・洗浄の際は、研磨剤入りたわし、金属たわしやクレンザーなどを使用しない旨

・突然一気に沸騰して湯が激しく吹き出すおそれがあるので加熱中は顔などを近付けない旨

・加熱は器具の中心に置き、必ず弱火で使用する旨

・使用区分以外の使用は避ける旨

○○××株式会社

東京都千代田区○○町××番地

ＴＥＬ　０３－９９９９－９９９９

(注) 表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所にわかりやすく記載してすること。ただし、「取扱い上の注意」の表示は、製品の品質、用途等に応じ適宜、適切な要件をラベルの貼り付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。